

2024年度 ユースチーム静岡総会資料



一般社団法人 日本ボーイスカウト静岡県連盟
ユースチーム静岡

2024年度 ユースチーム静岡総会次第

第一部 開会式
開式のことば
国旗儀礼
議長挨拶

第二部 議案審議
【第1号議案】 2023年度事業報告に関する件
【第2号議案】 憲章改定に関する件
【第3号議案】 運営委員の選出に関する件
【第4号議案】 2024年度活動計画、及び予算に関する件
・報告事項：2024年度予算案に関する件

第三部 閉会式
国旗儀礼
閉式のことば

※ユースチーム憲章の規定ではユースチーム静岡総会は県連総会と併せて開催することになっていますが、今年は諸事情によりユースチーム静岡総会は県連総会より遅れての開催になりました。

第1号議案 2023年度事業報告に関する件

1-1 ユース会議について

【第1回ユース会議】

日時：8月17日21:00~(月1ミーティングと併せて開催)

場所：Zoom

主な議題：新規参加者への運営方針の説明

1-2 RCJ行事について

【2023年度 年次総会】

日時：5月27日

場所：岡山県岡山市 岡山国際交流センター

主な議題：令和5年度RCJ運営委員の選出

【MOTI next (Meets on the Internet next)】

(第1回)

日時：11月8日

場所：オンライン開催 (Zoom)

主な議題：ローバー活動紹介

(第2回)

日時：12月6日

場所：オンライン開催 (Zoom)

主な議題：ローバー活動紹介

(第3回)

日時:1月10日

場所:オンライン開催(Zoom)

主な議題：ローバー活動紹介

(第4回)

日時:3月3日

場所:オンライン開催(Zoom)

主な議題：ローバー活動紹介

【ローバー集合訓練】

日時:9月16日~9月18日

場所:MOA大仁研修センター

主な議題 避難所の形成

1-3 その他

【月1オンライン交流会】

日時：6月8日，7月13日，8月17日 21：00～

場所：オンライン開催

主な内容：ユースチーム静岡メンバーや新規メンバーとの交流

第2号議案 憲章改定に関する件

2-1 目的

県内のローバースカウト全員がより活動に参画しやすくする体制を整えるため。
『ユース』という名称が当組織にそぐわないため。

2-2 変更内容

以下参考資料に示す新旧憲章を参照すること。

改定場所	変更点
1条 名称	ユースチーム静岡 → 静岡ローバース会議 ・会議体という形へ変更する
2条 目的	社会に貢献する活動を立案および実施、発信する
3条 構成	本連盟に加盟登録する全員をメンバーとする 希望する従登録者はメンバーになることができる
4条 活動	日本連盟教育規定に基づいた活動を行う 定期的な会議で成果報告を行う 様々な媒体で情報発信する
6条 運営委員会	副議長は、県内各3ブロックから均等に選出されることが望ましい
10条 本部	本部を県連盟事務局内に置く

第3号議案 運営委員の選出に関する件

静岡ローバース会議憲章6条及び7条に基づき、以下の通りお諮りいたします。

選出方法を例年と変更する。本年度から運営委員を、各地区で選任された地区代表に加え、一般公募から委員に承認された者から構成するものとする。

【候補者】

・議長

畠山 佑紀 (はたけやま ゆうき) 志太地区焼津第5団 RS (新任)

・副議長

戸塚 和杜 (とつか かづと) 掛川地区掛川第2団 RS (新任)

・RCJ代表

畠山 佑紀 (はたけやま ゆうき) 志太地区焼津第5団 RS (新任)

第4号議案 2024年度活動計画、及び予算に関する件

3-1 今年度活動について

【ユース会議】

日時：未定

場所：静岡青少年会館もしくはあざれあ オンライン開催

主な議題：活動の立案・計画、ユースチーム運営について

【月1ミーティング】

日時：毎月 平日 21:00～ (第二週を目安に随時決定)

場所：オンライン開催

主な内容：メンバーの個人活動の報告、交流会

【持ち寄り企画】

日時：随時計画

場所：随時計画

主な内容：チームとして複数人を巻き込み行いたい活動等

3-2 2024年度予算案に関する件

・収入の部 (単位：円)

科目	2023年度予算	2023年度決算	2024年度予算	備考
県連補助金	70,000	70,000	70,000	県連よりユースチーム静岡助成金
活動参加費	0	0	0	交流会、イベント等 (2022年度 @1000×10名×4回)
物販利益	/	/	/	
総合計	70,000	70,000	70,000	

・支出の部 (単位：円)

科目	2023年度予算	2023年度決算	2024年度予算	備考
会議交通費	0	30,000	0	全国大会交通費支援10,000×3人
活動費	58,000	0	58,000	
備品費	0	0	0	
事務用品費	0	0	0	
消耗品費	0	0	0	
その他雑費	0	0	0	
予備費	12,000	0	12,000	

総合計	70,000	30,000	70,000	

・2024年度予算活動費内訳

項目	金額	詳細
ユース会議	2,000円	
地区訪問	24,000円	対面定例会を兼ねる
対面交流会	12,000円	一部参加費を補助
持ち寄り企画	20000円	
合計	58,000円	

【参考資料1 - 現 ユースチーム憲章】

ユースチーム静岡 憲章

第1条 (名称)

- この組織はユースチーム静岡と称する。
2. 英文表記はThe Youth Team of Shizuokaとし、略語としてYTSと称する。

第2条 (目的)

静岡県内のユース年代に、スカウト教育法を基本とした冒険的で魅力あるプログラムの提供と活動の場を共に企画・運営し、次世代の静岡県連盟の礎を築くことを目的とする。

第3条 (構成)

- この組織は、18歳以上35歳以下で、ローバースカウト又は指導者として静岡県連盟に加盟員登録する者によって構成する(以下「構成員」という)。
2. 但し、静岡県連盟に加盟員登録をする17歳以上のベンチャースカウトのうち当該年度中に18歳を迎える者で、この組織の構成員として加入する事を希望した者を構成員とする事ができる。
 3. 他の県連盟に加盟員登録をする者で本憲章3-1を満たすものの内、この組織の構成員となる事を希望したものは構成員とすることができる。

第4条 (活動)

- 静岡県のユースに対して情報交換の場を提供し、各メンバーの活動を支援する。
2. 静岡県のユースの意思を決定し、表明する。
 3. その他目的達成に必要な活動を行う。
 4. 情報の共有として、ホームページやフェイスブックページ等を活用する。

第5条 (総会)

- この組織は原則1年に1回静岡県連盟の総会に併せて総会を開催する。
2. ユースチーム静岡の構成員は総会に誰でも参加できる。
 3. 参加者は発言し、決議に加わる。
 4. 決議は参加者の過半数の賛成をもって可決する。
 5. 総会における決議事項は次の通りとする。
 - (1) 前年度の活動報告、及び決算
 - (2) 運営委員の選出
 - (3) 当年度の活動計画、及び予算
 - (4) その他重要な事項

第6条 (運営委員会)

- この組織は、運営を円滑に行うために運営委員会を設置する。
2. 運営委員会には運営委員、アドバイザーの他、議長の指名する者が参加できる。
 3. 運営委員会は議長が必要に応じて開催する。
 4. 運営委員会の構成は次の通りとする。
 - (1) 議長 (1名)
全体会、運営委員会をまとめ、ユースチーム静岡を代表する。
任期は1年とし、再任を妨げない。
 - (2) 副議長 (若干名)

議長を補佐し、議長が不在のときはこれを代理する。
任期は1年とし、再任を妨げない。

(3) 運営委員（若干名）

運営委員会の中で必要とされた役務を分掌して担当する。
任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条（運営委員の選出）

- この組織は運営委員会の委員を総会において選出する。
2. 運営委員会の中から本憲章6-4に定める構成を互選によって決める。
 3. 必要な場合はユース会議で適宜選出することを可能とする。

第8条（アドバイザー）

- この組織は、運営に関わる助言を求める者としてアドバイザーを選任する。
2. 任期は1年とし、再任を妨げない。

第9条（青年参画）

この組織は、青年の意思決定への参画を促進する。

第10条（経費）

この組織の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第11条（憲章改定）

憲章改定については、総会の決議で決定する。

（付則）

本憲章は平成25年4月1日をもって成立し、施行する。

（付則）

本憲章は2019年5月18日から施行する。

【参考資料1 - 新 静岡ローバース会議憲章】

静岡ローバース会議 憲章

第1条 (名称)

この組織は静岡ローバース会議と称する。

第2条 (目的)

静岡県連盟（以下、本連盟という）に所属するローバースカウトおよび同年代指導者が各種社会に貢献する活動を立案および実施し、その成果を発信することを目的とする。

第3条 (構成)

この組織は、ローバースカウトおよび同年代指導者として本連盟に加盟登録する者によって構成する。（以下、メンバーという）

2.他の（県）連盟に加盟登録し、本連盟に従登録をする者が希望した場合、メンバーとなる事ができる。その際の手続きに関しては別に定める。

第4条 (活動)

本憲章の目的を達成するため、日本連盟教育規程7-31「ローバースカウト活動の目標」に基づいた活動を、個人もしくはチームにより実施する。

2.定例的に会議を開催し、上記の活動の成果を報告する。

3.本連盟のローバースカウトの意思を決定し、全国ローバースカウト会議および県連盟に対し表明する。

4.県連盟の各種事業に参画し奉仕する。

5.目的達成のための事業（プログラム）を実施する。

6.多様な媒体を活用し、情報を発信する。

第5条 (総会)

この組織は原則1年に1回、本連盟定時総会に併せて、静岡ローバース会議定時総会を開催する。（以下、総会という）

2.総会は、全ての構成員が参加者となる。

3.参加者は発言し、決議に加わる。

4.決議は参加者の過半数の賛成をもって可決する。

5.総会における決議事項は次の通りとする。

(1)前年度の活動報告、及び決算

(2)運営委員の選出

(3)当年度の活動計画、及び予算

(4)その他重要な事項

第6条 (運営委員会)

この組織は、運営を円滑に行うために運営委員会を設置する。

2.運営委員会には運営委員、アドバイザーの他、議長の指名する者が参加でき

る。

3.運営委員会は必要に応じて議長が開催する。

4.運営委員会の構成は次の通りとする。

(1)議長(1名)

①全体会、運営委員会をまとめ、静岡ローバース会議を代表する。

②任期は1年とし、再任を妨げない。

(2)副議長(2名)

①議長を補佐し、議長が不在のときはこれを代理する。

②県内ブロック(東部・中部・西部)から均等に選出されることが望ましい。

③任期は1年とし、再任を妨げない。

(3)運営委員(若干名)

①運営委員会の中で必要とされた役務を分掌して担当する。

②任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条 (運営委員の選出)

この組織は運営委員会の委員を総会において選出する。

2.運営委員会の中から本憲章6-4に定める構成を互選によって決める。

第8条 (アドバイザー)

この組織は、運営に関わる助言を求める者としてアドバイザーを選任できる。

2.年齢は26歳以上35歳以下とする。

3.人数は若干名とし、運営委員会で選出する。

4.任期は1年とし、再任を妨げない。

第9条 (青年参画)

この組織は、青年の意思決定への参画を促進する。

2.但し、この組織の事業は、本連盟女性・ユース活躍委員会が所管する。

第10条 (本部)

この組織は、本部を静岡県連盟事務局内におく。

第11条 (経費)

この組織の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第12条 (憲章改定)

憲章改定については、総会の決議で決定する。